

あきる野総合スポーツクラブ 利用会員規約

第1章 総則

第1条〔名称〕

本クラブは、一般社団法人 あきる野総合スポーツクラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

第2条〔所在〕

本クラブの事務局は、東京都あきる野市二宮683に置く。

第3条〔目的〕

本クラブは、地域住民に対してスポーツ及び文化活動に関する事業を行い、子供の健全育成、生涯スポーツ社会の実現、地域コミュニティの確立を目標とすることで、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

第4条〔事業〕

本クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ普及事業(各種教室・イベントの開催)
- (2) スポーツ競技力向上事業
- (3) 文化教室の運営及びイベント開催事業
- (4) スポーツ及び文化活動の指導者育成事業
- (5) スポーツ及び文化施設の管理・運営事業
- (6) 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

第5条〔活動日程〕

原則としてあきる野市内の公共施設を使用し、各活動は月間予定表に基づいて実施する。ただし、悪天候などのやむを得ない事由が生じた場合には、変更または休止とし、事前に伝達する。

第2章 利用会員

第6条〔利用会員の定義〕

利用会員とは、本クラブが運営する各種事業に参加する個人又は団体のことをいう。

第7条〔入会資格〕

本クラブの目的に賛同し、本規約を遵守する旨を誓約できる者(入会者が未成年の場合は、親権者)とする。

第8条〔会費〕

利用会員は、本クラブが別に定める年会費、月会費又は参加費を支払わなければならない。

第9条〔保険〕

- (1) 利用会員は、入会と同時に本クラブが指定する傷害保険に加入しなければならない。
- (2) 前項の保険の加入手続きは、本クラブが一括して代行するものとする。

第10条〔免責事項〕

(1) 利用会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び管理者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとし、クラブ活動中やその他、移動・往復などで生じた負傷や疾病については、本クラブが応急処置はとるが、その他の責は一切負わない。但し、利用会員が未成年で早急に病院へ搬送する必要があるが生じた際、親権者との連絡が途絶えている場合のみ、本クラブが帯同する。また緊急手術を要する際には、手術執行を本クラブが病院に承認するが、手術結果に対する責は一切負わない。

(2) 本クラブの利用会員が、クラブ活動中に所持品の紛失・盗難による被害を受けた場合は、本クラブは賠償の責を一切負わない。

第11条〔禁止事項〕

- (1) 本クラブの利用会員は、クラブの名誉を傷つけたり、秩序を乱す行為をしてはならない。
- (2) 利用会員は、本クラブを利用して、政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

第12条〔除名〕

本クラブの利用会員が次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、クラブは該当する会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 会費及び参加費を3ヶ月以上滞納し、クラブより督促を受けても支払いのないとき。

第3章 諸手続き

第13条〔入会〕

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

第14条〔退会〕

退会する場合は、本人(利用会員が未成年の場合、親権者)が本クラブに申し出なければならない。但し、年度更新で年会費を納入しない者は退会とみなす。また、納入された会費は、理由を問わず一切返還しない。月会費、参加費などの未納金がある場合は、これを完納すること。

第4章 その他

第15条〔改正および細則〕

本クラブは、必要に応じて本規約を改正することができるものとし、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第16条〔守秘義務〕

本クラブの活動を通じて知り得た個人情報については、第三者への漏えいに注意し、守秘義務を遵守する。

第17条〔遵守事項〕

本クラブの利用会員は、本規約及びクラブの諸規則を遵守すること。

第18条〔会計年度〕

会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

第19条〔施行〕

本規約は、平成25年4月1日から施行する。